

人事案件について

令和4年3月25日
総務部

1 盛岡市副市長の選任について

氏名	住所
なかむら いちろう 中村 一郎	
ふじさわ かずよし 藤澤 和義	

2 盛岡市監査委員の選任について

(1) 選任しようとする者

氏名	住所
たかほし こうや 高橋 宏弥	

(2) 委員一覧 (令和4年3月1日現在)

職名	氏名	性別	任期(4年)
監査委員	菅原 和彦	男	令和4年3月31日まで
監査委員	瀬川 光夫	男	令和7年6月24日まで
監査委員	八木橋 美紀	女	令和5年5月21日まで
監査委員	村田 芳三	男	令和5年8月27日まで

3 盛岡市固定資産評価員の選任について

氏名	住所
ごとう としひろ 後藤 敏弘	

4 盛岡市教育委員会の教育長の任命について

氏名	住所
ただひで し 多田 英史	

盛岡市市税条例について

令和4年3月25日
財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第208回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

影響額
固定資産 7,400千円
都市計画 1,000千円
公害防止 なし

(1) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。

※改正に伴う影響額：固定資産税 約740万円減、都市計画税 約100万円減の見込み。

イ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象となる公共下水道の利用者が設置した除害施設の特例割合を4分の3から5分の4に改める。

(2) 国民健康保険税関係

医療分に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の19万円から20万円とし、国民健康保険税全体としての課税限度額を次表のとおり、99万円から102万円に引き上げる。

区 分	改正前	改正後
医療分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	17万円（変更なし）
課税限度額	99万円	102万円

※改正に伴う影響額：6,493,900円増の見込み。

(3) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日 令和4年4月1日

(仮称) 都南東部体育館整備事業について

令和4年3月25日

交流推進部

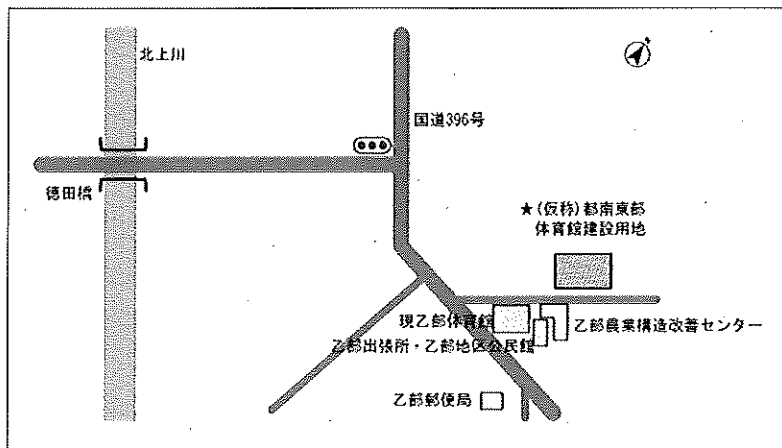
1 趣旨

盛岡市・都南村の合併にあたり策定された「盛岡市・都南村合併建設計画書」に基づき、整備を進めている(仮称)都南東部体育館について、令和4年2月に基本設計が完了したことから施設がもつ役割及び設計概要を報告するものである。

2 整備概要

- (1) 所在地 乙部4地割30番地1, 31番地, 32番地1
- (2) 敷地面積 3,669.72㎡ (道路拡幅後 3,368.86㎡)
- (3) 延床面積 1,302㎡
- (4) 駐車場 32台 (うち車いす用駐車場 1台)

<位置図>



3 施設がもつ役割

(1) 地域のスポーツ団体活動をサポートする拠点となる「地域スポーツ活動拠点施設」

地域の各種スポーツ競技団体の利用促進や地域の大会開催に対応するため、ミニバスやバドミントンコートを多く確保できるアリーナ面積とするとともに、快適にスポーツ活動が行える諸室を備えることとする。

- ・アリーナ面積の確保 (ミニバス・バレー 1面→2面, バドミントン 2面→6面)
- ・快適なスポーツ活動を行うために必要な更衣室や器具室の確保

(2) 地域の健康づくりを進める拠点となる「地域健康づくり拠点施設」

盛岡市スポーツ推進計画アクションプランに掲げる「楽しみながら自身の健康づくりのために行う身体活動」としてのスポーツを実践することができる機能を盛り込むこととする。

- ・ヨガやストレッチ等軽運動が可能な「多目的室」の設置
- ・高い衝撃吸収性で、体への負担軽減ができる弾性シート材をアリーナ床材に採用
- ・楽しみながらスポーツができるボルダリング壁の設置

(3) 地域活性化の核となる「地域コミュニティ支援施設」

乙部地区をはじめとした都南東部地区の地域コミュニティが、活動場所として体育館を使用する際に必要となるスペースや機能を盛り込むこととする。

- ・集会等を開くことが可能となる「多目的室」の設置
- ・イベント開催時のためのステージを設け、ステージ下には「ひな壇台車」を収納
- ・様々なイベントに対応可能なアリーナ面積の確保

(4) すべての人が快適に施設を使用することが可能となる「利用者に優しい施設」

障がいをお持ちの方や小さいお子さんから高齢者まで多世代にわたる利用者が快適に施設を利用していただくための機能を盛り込むこととする。

- ・外から玄関、アリーナまで段差を設けない無段差化
- ・アリーナ部分の壁4箇所を囲ませることによるベンチ設置
- ・利用者の負担軽減を考えたステージの低床化
- ・ササクレが生じず安全性の高い弾性シート材をアリーナ床材に採用

4 基本設計の概要

建物の配置等について地区住民等との協議を行い、次の内容により今後の実施設計等を進めていくこととした。

	(仮称) 都南東部体育館	[参考] 乙部体育館
敷地面積	3,669.72㎡ (道路拡幅後 3,368.86㎡)	1,375.04㎡
延床面積	1,302㎡ (アリーナ 930㎡, ステージ 63㎡, 多目的室 54㎡ 等)	686㎡ (アリーナ 462㎡, ステージ 37㎡)
設備等	LED照明, 多目的トイレ, 遠赤外線輻射暖房	
コート数	バスケ1面, ミニバス2面, バレー2面, バドミントン6面	バスケ1面, ミニバス1面, バレー1面, バドミントン2面
構造	鉄骨造平屋建 陸屋根 (無落雪)	鉄骨造平屋建 三角屋根
駐車場	32台 (うち車いす用駐車場 1台) ※乙部地区公民館駐車場 42台 計 74台	なし ※乙部地区公民館駐車場 42台

5 事業費 (現時点の見込み)

概算事業費 703,827千円 (うち, 建設工事分 536,844千円)

財源見込み 地方債, 一般財源

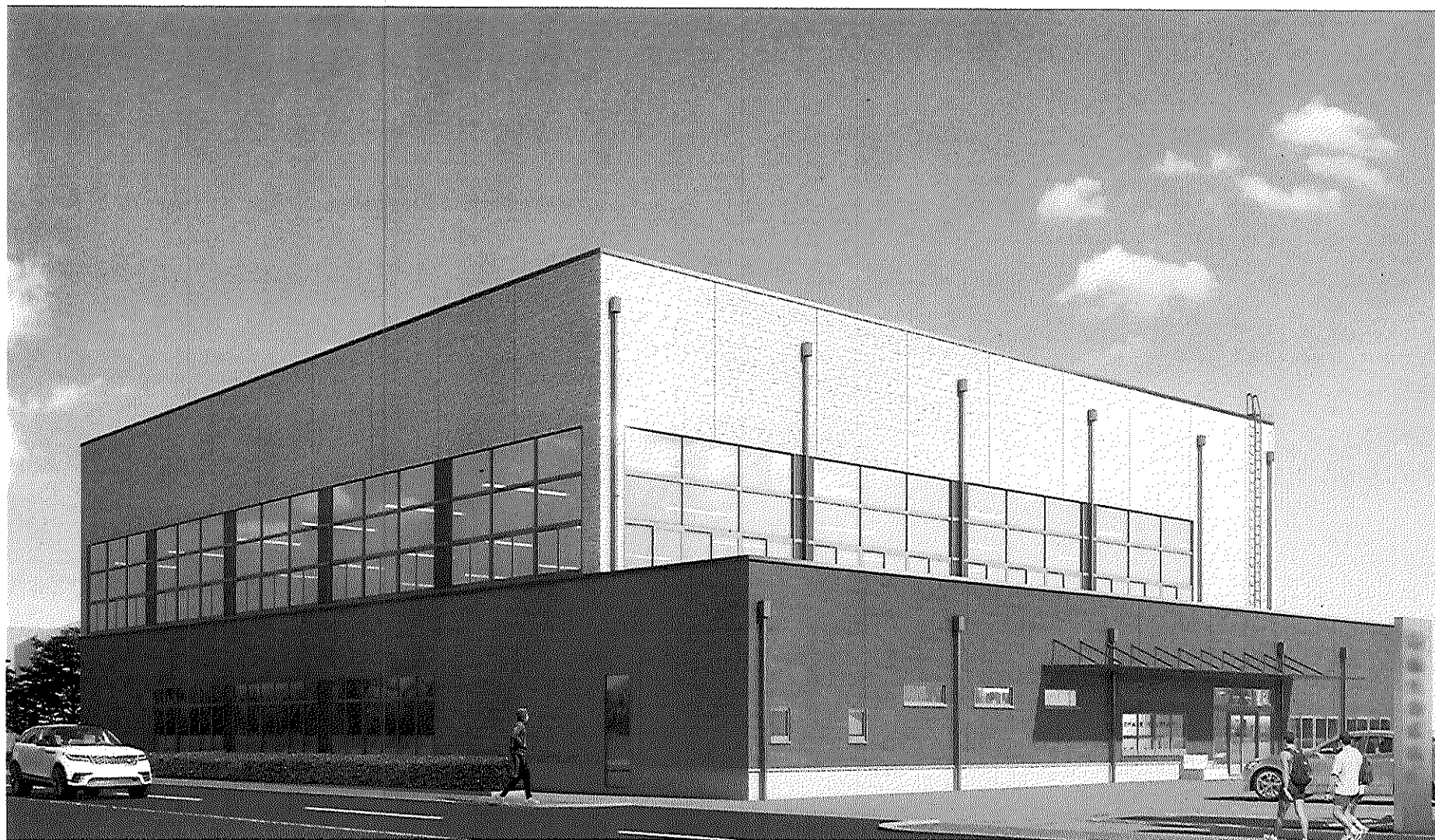
6 完成後の管理運営形態

現乙部体育館は, 乙部地区公民館等との兼務による市直営管理であるが, 新体育館の管理については, 指定管理者制度の導入も含め関係機関と協議を進めていくこととする。

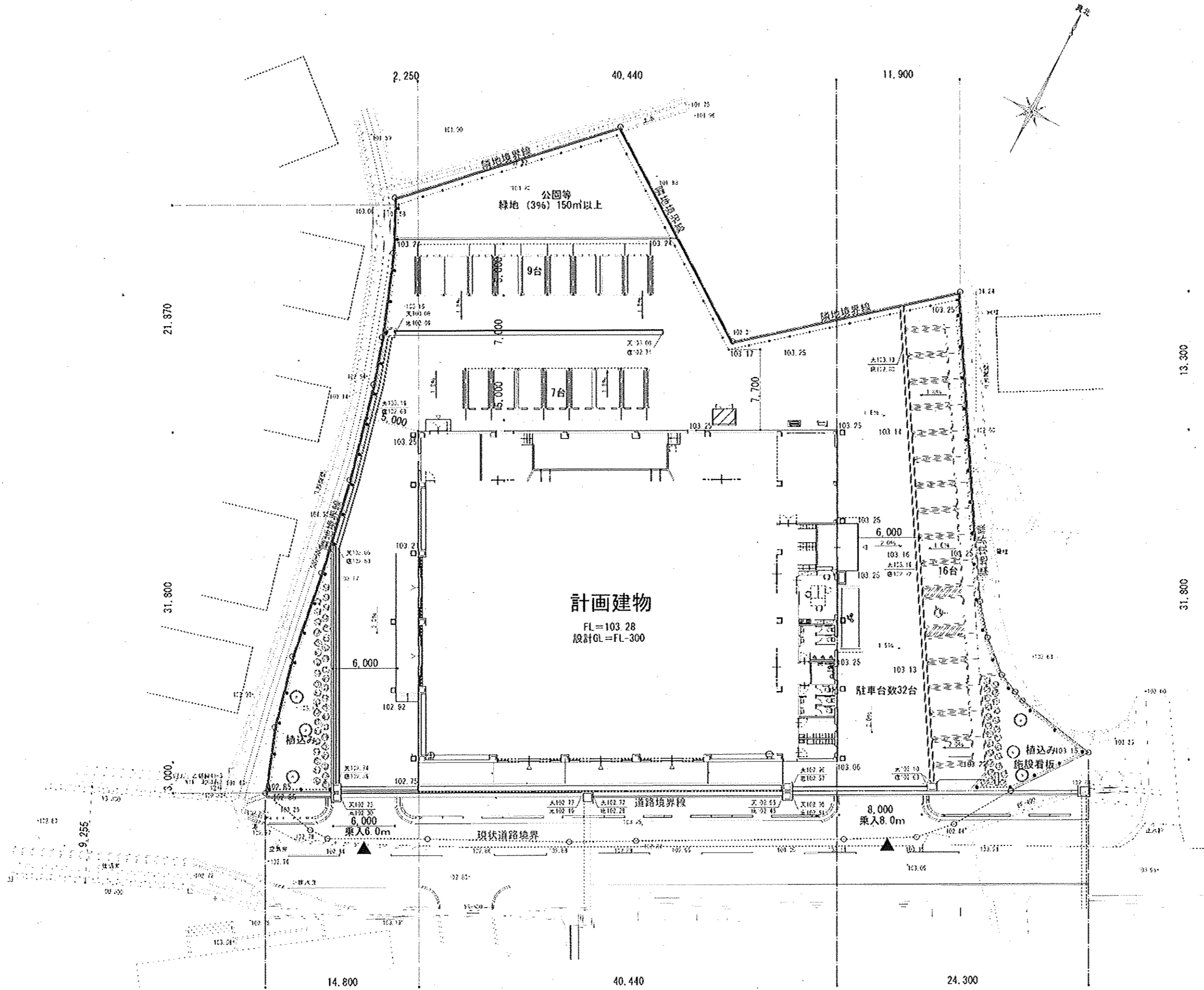
7 今後の主な予定スケジュール

年度	内容
令和4年度	土木設計, 開発協議
令和5年度	建築実施設計, 造成工事
令和6年度	建築工事
令和7年度	建築工事, 供用開始

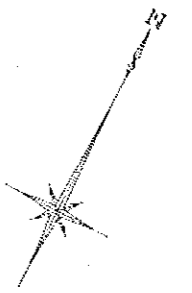
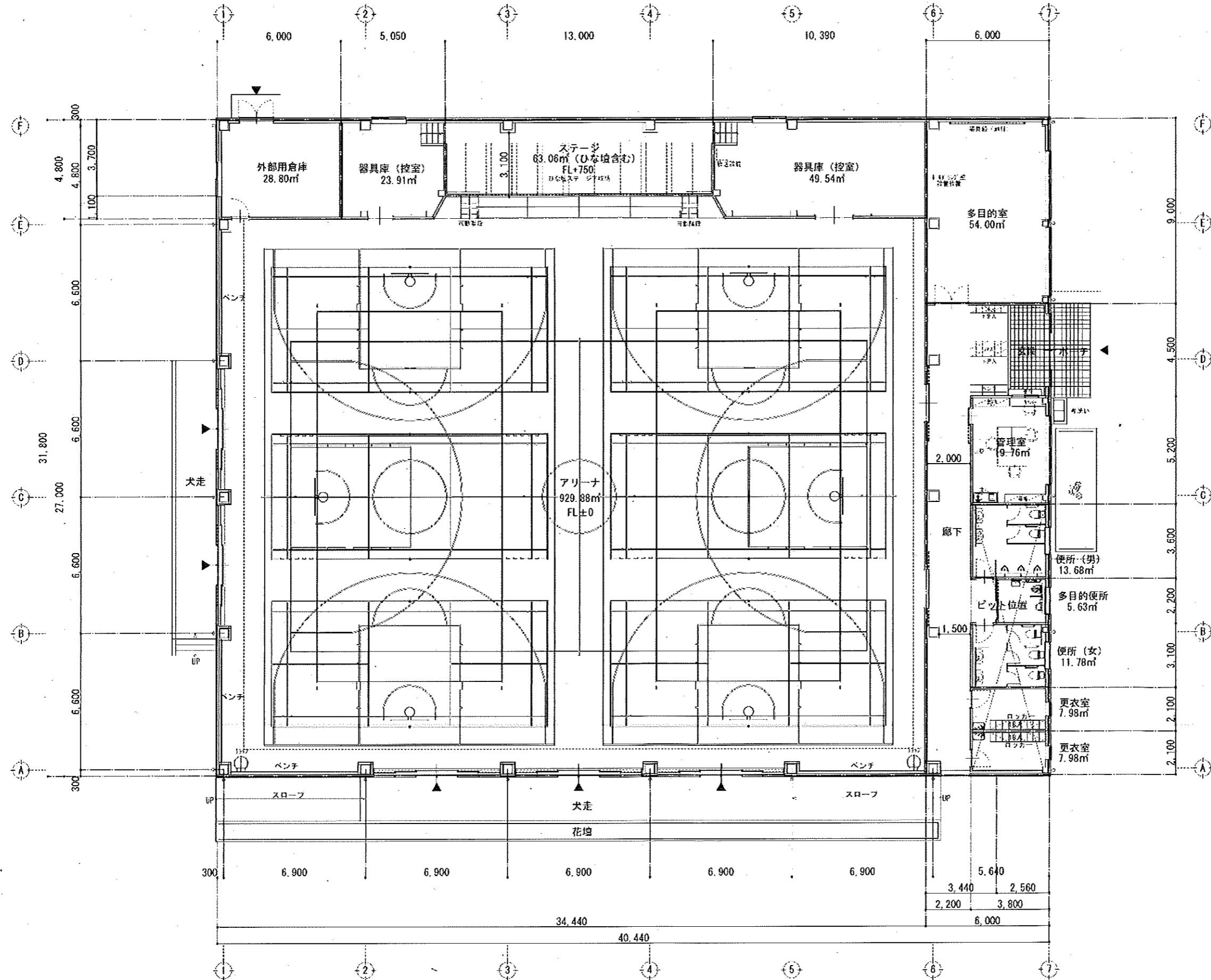
【イメージ図】



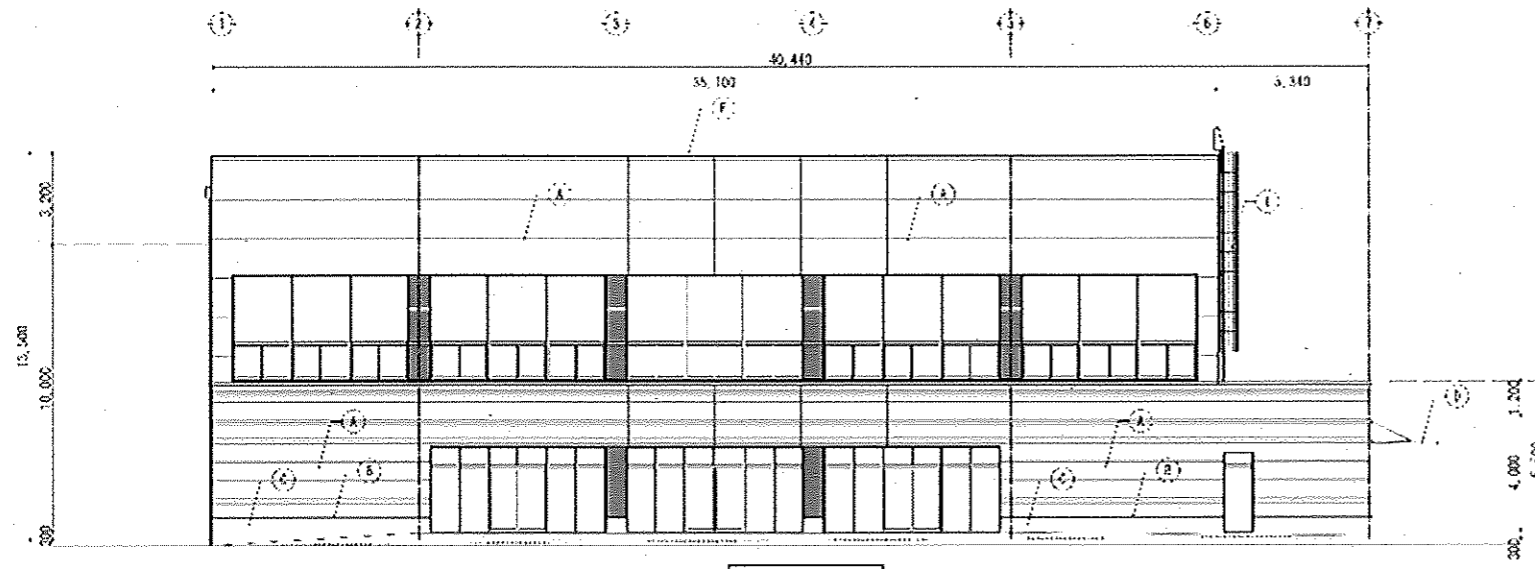
【配置図】



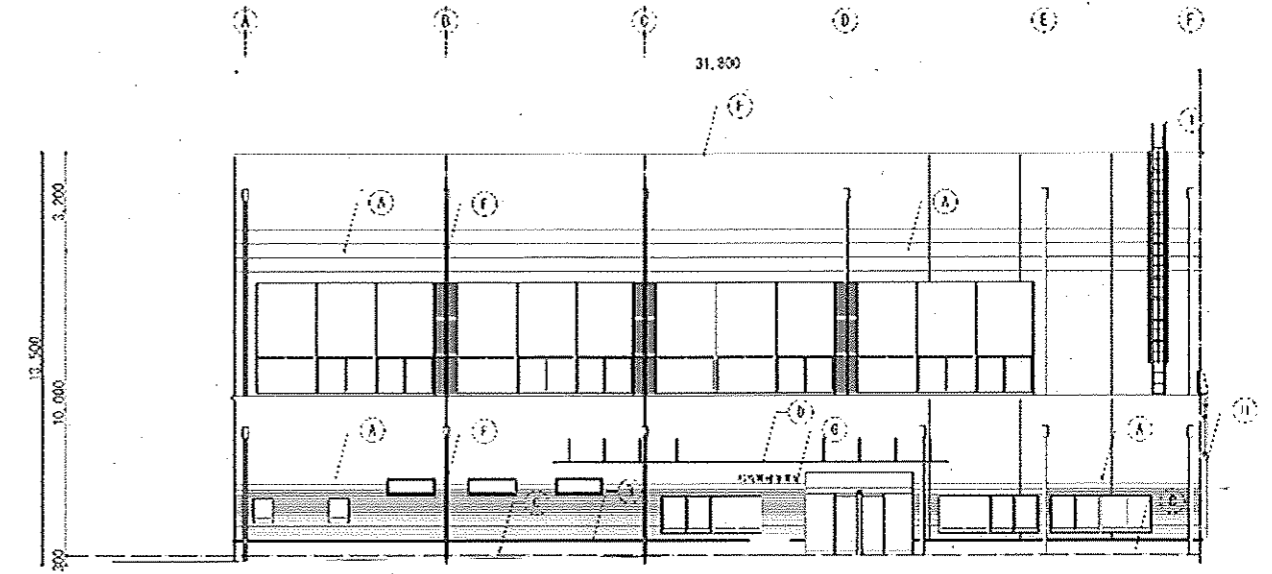
【平面図】



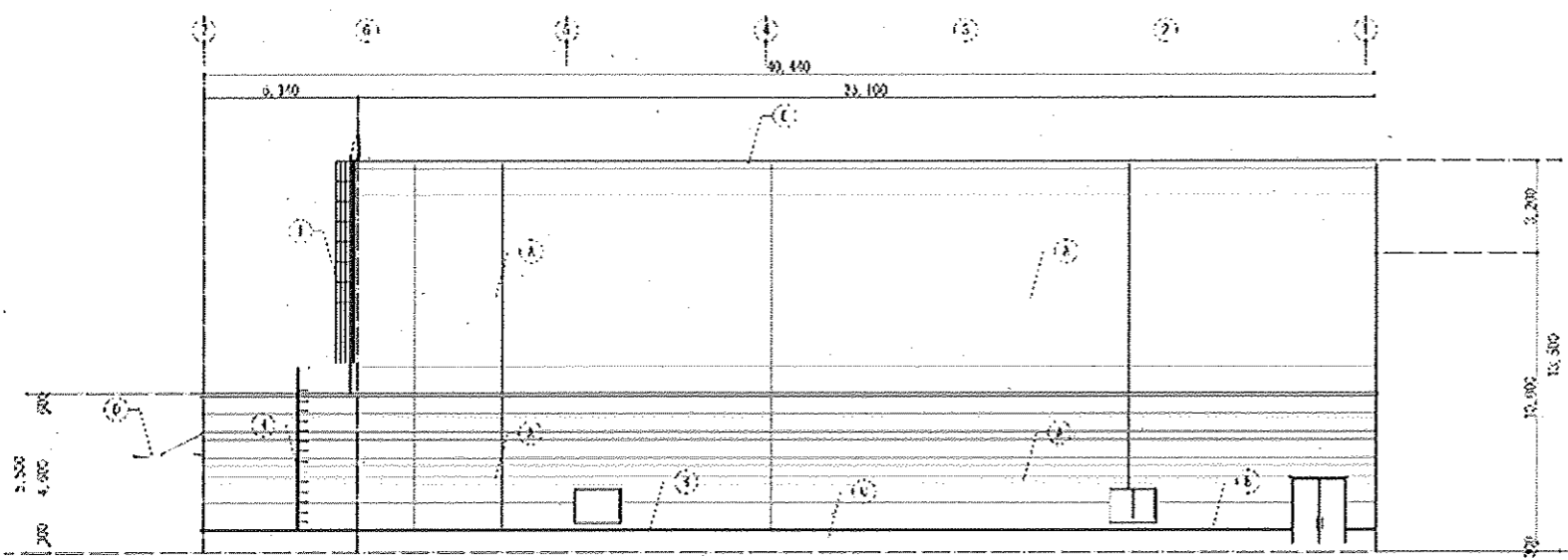
【立面图】



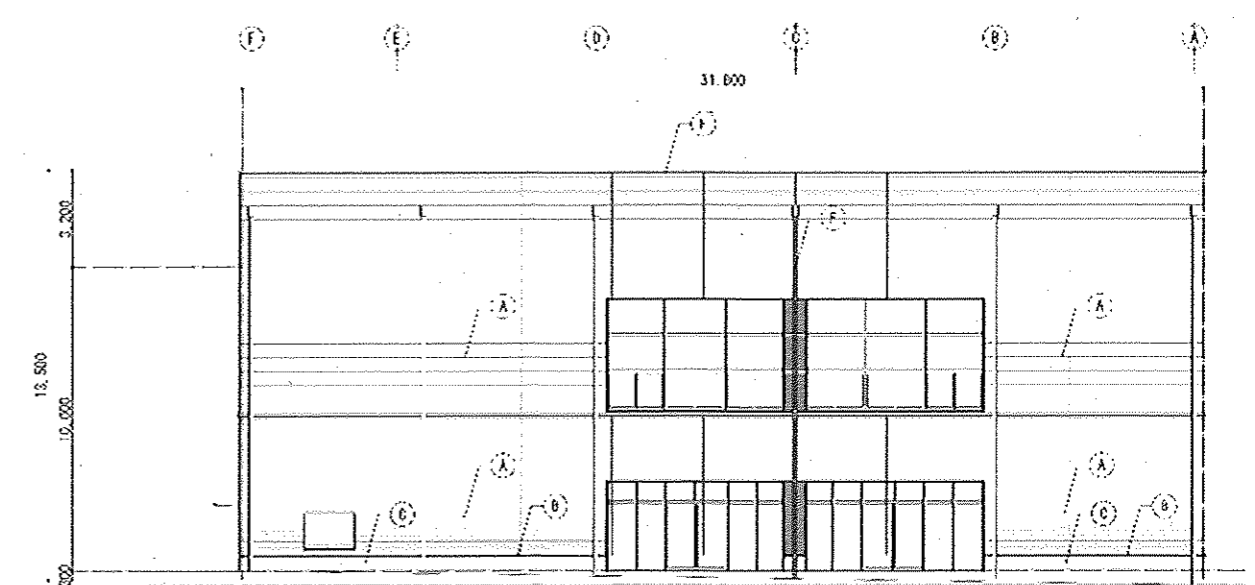
南面



東面



北面



西面